

## サブドレンに関する LCO 全事象の総点検実施について

### 1. 実施体制

本社および福島第一原子力発電所に総点検チームを設置して調査

### 2. 実施範囲と実施方法

#### (1) 実施範囲

実施計画第 1 章第 1 編第 26 条において、建屋滞留水の建屋外への漏えいを防止するための  
監

視対象として定めている以下の項目について、その適否を判断するための設計図書、現場管理体制、業務プロセスの妥当性を確認する。

建屋の滞留水水位

建屋の滞留水と建屋近傍のサブドレンの水位差

放射能濃度

#### (2) 実施方法

監視対象項目 ~ について、要因分析を実施し、確認すべき項目を抽出した上で点検を実施する。また、現場管理体制、業務プロセスについて、各部門で定めたマニュアル・手順書等から確認すべき項目を抽出した上で点検を実施する。

### 3. 実施状況

サブドレンに関して監視上必要となる機器・設備が適切に設置されていること、管理(運用・保守)されていることを調査した結果、LCO 逸脱となる重大な誤りは確認されませんでした。

ただし、以下のサブドレンピットにおいて、現状の水位計基準点と 2016 年に実施した測量記録との差異が大きいピットが 2 箇所 (No.22、No.53: 最近の測量値との差異)、基準点の誤記等があるピット 2 箇所 (No.208、No.209: 手計算ミスや転記ミスによる誤り) が確認されたことから、速やかに設定値を修正 (2017 年 10 月 27 日) しました。

### 4. 今後の取り組み

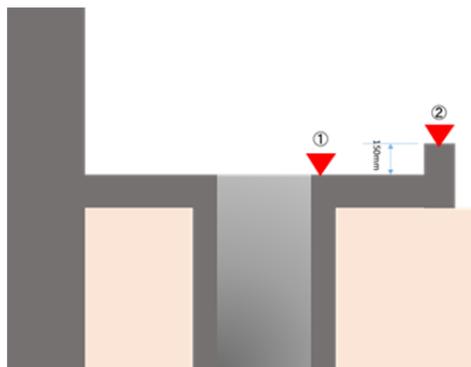
現場管理体制の業務プロセスにおいて、他グループへ引き渡される情報(基準や要求)が明確になっていなかったことやヒューマンエラーのすり抜け・組織間の情報伝達エラー等につながる課題が抽出されました。標高基準の統一等を速やかに実施するとともに、プロセス管理として、情報伝達を確実にするためのルールを構築することなどにより、継続的な改善に取り組んでまいります。

以 上

参考1 . 水位計の基準点の差異 (サブドレンピット No.22、53)

サブドレンピット	2014年測量値 (現在の水位計の基準点)	2016年測量値 (照合測量記録)	差異
No.22	T.P. + 8,731mm	T.P. + 8,577mm	+154mm
No.53	T.P. + 8,838mm	T.P. + 8,954mm	-116mm

参考2 . サブドレンピット No.22 の測量ポイント



本来 で測量すべきところ、 で測量した可能性があると推定

参考3 . サブドレンピット No.22 の状況

<2014年>



<2017年>



参考4 . 水位計の基準

点の差異 (サブドレンピット No.208、209)

新設サブドレンピット	誤値	正值	差異	差異理由
No.208	T.P. + 10,286mm	T.P. + 10,345mm	-59mm	計算ミス
No.209	T.P. + 10,313mm	T.P. + 10,316mm	-3mm	転記ミス